

議案第107号

常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成29年12月12日提出

清水町長 阿部 一 男

## 常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

常勤特別職員の給与に関する条例（昭和 28 年清水町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 207.5」を「100 分の 212.5」に、「100 分の 222.5」を「100 分の 227.5」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の常勤特別職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。

（平成 29 年度における期末手当の特例）

- 3 平成 29 年度に限り、この条例による改正後の条例第 4 条第 2 項中「100 分の 212.5」とあるのは「100 分の 207.5」に、「100 分の 227.5」とあるのは「100 分の 232.5」に読み替えるものとする。

（期末手当の内払）

- 4 改正後の条例を適用する場合においては、この条例による改正前の常勤特別職員の給与に関する条例により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。